

平成31年 第4回 南区選挙管理委員会

議 題

1 議 案

議案第26号 選挙人名簿から抹消する者について

議案第27号 選挙人名簿に登録する者について

議案第28号 福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒を郵便等をもって発送を開始する日について

議案第29号 福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における特定国外派遣組織に属する選挙人の不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒を交付又は郵便等をもって発送を開始する日について

議案第30号 福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒の交付場所について

議案第31号 福岡県知事選挙における期日前投票所の投票立会人の選任について

議案第32号 福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における期日前投票所の投票立会人の選任について

議案第33号 福岡県知事選挙，福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における投票所の指定について

議案第34号 福岡県知事選挙，福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における開票の場所及び日時について

議案第35号 福岡県知事選挙，福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における開票立会人を定めるくじを行う場所及び日時について

議案第36号 福岡県知事選挙，福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における開票立会人を定めるくじの方法について

議案第26号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

平成31年 3月20日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 小宮 文子

- 1 死亡により抹消する者の数
133人
- 2 市外へ転出後 4 箇月を経過したことにより抹消する者の数
239人
- 3 抹消する者の氏名等
抹消者名簿のとおり
- 4 抹消年月日
平成31年 3月20日

(根拠)

- ・ 議決及び告示 公職選挙法第28条の規定による。

【参考】公職選挙法(昭和25年4月15日法律第100号) **※略文**

(登録の抹消)

第28条 選挙管理委員会は、選挙人名簿に登録されている者について次の場合に該当するときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。

- 一 死亡、日本国籍喪失を知ったとき。
- 二 当該市町村の区域内に住所を有しなくなった日後四箇月を経過したとき。 外

議案第27号

選挙人名簿に登録する者について

平成31年3月20日現在において選挙人名簿に登録される資格を有する者を、次のとおり選挙人名簿に登録する。

平成31年3月20日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 小宮 文子

1 登録する者の数

555人

2 登録する者の氏名等

選挙人名簿登録者一覧表のとおり

3 登録年月日

平成31年3月20日

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第22条第1項の規定による。

【参考】公職選挙法(昭和25年4月15日法律第100号) **※略文**

(登録)

第22条 選挙管理委員会は、登録月の1日現在により、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を同日(同日が地方公共団体の休日に当たる場合には、登録月の1日又は同日の直後の地方公共団体の休日以外の日。)に選挙人名簿に登録しなければならない。

【参考】公職選挙法(昭和25年4月15日法律第100号) **※略文**

第19条

2 選挙管理委員会は、毎年3月、6月、9月及び12月(第22条第1項において「登録月」という。)並びに選挙を行う場合に、選挙人名簿の登録を行うものとする。

南区
選挙人名簿登録者数調

投票区	平成31年3月1日			抹消									移替						年月日までの補正登録			平成31年3月20日			在外選挙人登録者数											
	登録者数			死亡			転出			抹消者計			登録			抹消			新規登録者数			登録者数			新規登録者数		抹消者数		登録者数							
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1 大楠西	2,384	3,021	5,405	1	3	4	6	5	11	7	8	15	8	12	20	9	10	19	7	3	10	0	0	0	2,383	3,018	5,401									
2 大楠東	1,965	2,295	4,260	2	0	2	2	3	5	4	3	7	8	13	21	7	6	13	8	10	18	0	0	0	1,970	2,309	4,279									
3 西高宮	2,828	3,365	6,193	0	2	2	4	7	11	4	9	13	8	7	15	8	13	21	7	10	17	0	0	0	2,831	3,360	6,191									
4 長丘	3,898	4,675	8,573	2	0	2	3	4	7	5	4	9	10	13	23	13	13	26	10	10	20	0	0	0	3,900	4,681	8,581									
5 長住	3,142	4,004	7,146	7	4	11	1	1	2	8	5	13	10	10	20	9	8	17	7	6	13	0	0	0	3,142	4,007	7,149									
6 西長住	1,448	1,756	3,204	1	0	1	3	0	3	4	0	4	5	6	11	4	8	12	4	4	8	0	0	0	1,449	1,758	3,207									
7 西花畑	2,860	3,207	6,067	2	2	4	3	3	6	5	5	10	11	10	21	6	5	11	10	7	17	0	0	0	2,870	3,214	6,084									
8 皿山	1,912	2,210	4,122	2	0	2	1	1	2	3	1	4	4	6	10	4	9	13	8	9	17	0	0	0	1,917	2,215	4,132									
9 花畑第一	3,093	3,519	6,612	3	3	6	7	6	13	10	9	19	10	7	17	8	13	21	12	9	21	0	0	0	3,097	3,513	6,610									
10 花畑第二	1,740	2,122	3,862	4	2	6	5	4	9	9	6	15	4	6	10	6	4	10	1	1	2	0	0	0	1,730	2,119	3,849									
11 柏原	3,537	4,035	7,572	0	2	2	6	4	10	6	6	12	6	4	10	11	8	19	11	6	17	0	0	0	3,537	4,031	7,568									
12 東花畑	2,416	2,810	5,226	0	3	3	2	1	3	2	4	6	4	4	8	7	9	16	6	5	11	0	0	0	2,417	2,806	5,223									
13 野多目南	1,726	2,094	3,820	2	2	4	2	3	5	4	5	9	4	3	7	4	8	12	3	1	4	0	0	0	1,725	2,085	3,810									
14 三宅第一	3,453	3,879	7,332	0	1	1	6	2	8	6	3	9	9	10	19	9	9	18	4	10	14	0	0	0	3,451	3,887	7,338									
15 三宅第二	3,041	3,776	6,817	0	1	1	4	2	6	4	3	7	6	15	21	10	12	22	7	4	11	0	0	0	3,040	3,780	6,820									
16 筑紫丘第一	2,358	2,895	5,253	2	0	2	0	2	2	2	2	4	10	13	23	5	6	11	6	9	15	0	0	0	2,367	2,909	5,276									
17 筑紫丘第二	1,063	1,290	2,353	3	0	3	3	1	4	6	1	7	6	6	12	4	1	5	0	0	0	0	0	0	1,059	1,294	2,353									
18 東若久	2,866	3,305	6,171	3	2	5	2	2	4	5	4	9	9	10	19	7	10	17	5	6	11	0	0	0	2,868	3,307	6,175									
19 若久	3,371	4,257	7,628	6	5	11	2	6	8	8	11	19	10	10	20	6	3	9	12	10	22	0	0	0	3,379	4,263	7,642									
20 玉川第一	3,743	4,877	8,620	0	3	3	3	7	10	3	10	13	14	11	25	6	14	20	13	13	26	0	0	0	3,761	4,877	8,638									
21 玉川第二	1,730	2,255	3,985	1	1	2	5	6	11	6	7	13	8	7	15	7	13	20	3	9	12	0	0	0	1,728	2,251	3,979	0	0	0	0	0	0	45	74	119
22 玉川第三	3,190	3,512	6,702	3	1	4	4	7	11	7	8	15	12	15	27	11	18	29	12	5	17	0	0	0	3,196	3,506	6,702	※玉川第二を指定在外選挙投票区に指定 (法30条の3②) (福岡県第2区の選挙区に属する区域)								
23 塩原	3,183	3,753	6,936	1	4	5	3	2	5	4	6	10	9	10	19	5	10	15	16	16	32	0	0	0	3,199	3,763	6,962									
24 宮竹第一	3,363	3,465	6,828	2	2	4	6	8	14	8	10	18	11	16	27	17	15	32	17	10	27	0	0	0	3,366	3,466	6,832									
25 宮竹第二	1,952	2,038	3,990	0	0	0	3	1	4	3	1	4	7	8	15	6	5	11	5	11	16	0	0	0	1,955	2,051	4,006									
26 高木	1,835	1,984	3,819	1	1	2	0	3	3	1	4	5	2	5	7	8	8	16	7	2	9	0	0	0	1,835	1,979	3,814									
27 井尻第一	978	1,047	2,025	1	1	2	2	0	2	3	1	4	5	10	15	0	5	5	2	1	3	0	0	0	982	1,052	2,034									
28 井尻第二	1,181	1,299	2,480	0	1	1	2	3	5	2	4	6	4	6	10	3	6	9	4	5	9	0	0	0	1,184	1,300	2,484									
29 日佐	2,801	2,961	5,762	3	1	4	3	3	6	6	4	10	5	6	11	6	8	14	3	2	5	0	0	0	2,797	2,957	5,754									
30 大池	1,759	2,028	3,787	2	0	2	2	2	4	4	2	6	4	6	10	2	0	2	7	4	11	0	0	0	1,764	2,036	3,800									
31 寺塚	1,895	2,311	4,206	0	1	1	0	2	2	0	3	3	6	11	17	8	10	18	2	3	5	0	0	0	1,895	2,312	4,207									
32 東高宮	3,656	5,083	8,739	2	1	3	0	4	4	2	5	7	11	20	31	10	14	24	8	14	22	0	0	0	3,663	5,098	8,761									
33 横手	3,322	3,586	6,908	0	1	1	5	5	10	5	6	11	7	8	15	13	16	29	10	15	25	0	0	0	3,321	3,587	6,908									
34 野多目北	2,561	3,011	5,572	1	1	2	2	5	7	3	6	9	5	6	11	3	4	7	2	8	10	0	0	0	2,562	3,015	5,577									
35 鶴田	2,814	3,127	5,941	1	2	3	2	0	2	3	2	5	6	5	11	8	7	15	7	10	17	0	0	0	2,816	3,133	5,949									
36 老司	3,281	3,842	7,123	4	5	9	2	4	6	6	9	15	14	12	26	8	6	14	12	10	22	0	0	0	3,293	3,849	7,142	0	0	0	0	0	0	5	6	11
37 弥永	2,351	2,839	5,190	4	1	5	4	3	7	8	4	12	7	9	16	5	5	10	12	6	18	0	0	0	2,357	2,845	5,202	※老司を指定在外選挙投票区に指定 (法30条の3②) (福岡県第5区の選挙区に属する区域)								
38 弥永西	3,257	3,619	6,876	6	2	8	3	4	7	9	6	15	11	7	18	8	4	12	10	11	21	0	0	0	3,261	3,627	6,888									
計	97,953	115,152	213,105	72	61	133	113	126	239	185	187	372	290	343	633	271	323	594	280	275	555	0	0	0	98,067	115,260	213,327	0	0	0	0	0	0	50	80	130

議案第28号

福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒を郵便等をもって発送を開始する日について

平成31年4月7日執行の福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒を郵便等をもって発送を開始する日を次のように定める。

平成31年3月20日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 小宮 文子

郵便等をもって発送を開始する日
平成31年3月28日

(根拠)

- ・議決 公職選挙法施行令第53条第1項及び第59条の4第4項の規定による。

議案第29号

福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における特定国外派遣組織に属する選挙人の不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒を交付又は郵便等をもって発送を開始する日について

平成31年4月7日執行の福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における特定国外派遣組織に属する選挙人の不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒を交付又は郵便等をもって発送を開始する日を次のように定める。

平成31年3月20日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 小宮 文子

交付又は郵便等をもって発送を開始する日
平成31年3月27日

(根拠)

- ・議決 公職選挙法施行令第59条の5の4第7項の規定による。

議案第30号

福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒の交付場所について

平成31年4月7日執行の福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒の交付場所を次のように定め、告示する。

平成31年3月20日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 小宮 文子

福岡市南区塩原3丁目25番1号
福岡市南区選挙管理委員会事務局

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第49条の規定による。

議案第31号

福岡県知事選挙における期日前投票所の投票立会人の選任について

平成31年4月7日執行の福岡県知事選挙における南区の期日前投票所の投票立会人を次のように選任する。

平成31年3月20日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 小宮 文子

別紙のとおり

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第48条の2第5項による読替後の第38条第1項の規定による。

議案第32号

福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における期日前投票所の投票立会人の選任について

平成31年4月7日執行の福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における南区の期日前投票所の投票立会人を次のように選任する。

平成31年3月20日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 小宮 文子

別紙のとおり

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第48条の2第5項による読替後の第38条第1項の規定による。

議案第33号

福岡県知事選挙，福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における投票所の指定について

平成31年4月7日執行の福岡県知事選挙，福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における南区の各投票区の投票所を次のように指定し，告示する。

平成31年3月1日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 小宮 文子

別紙のとおり

(根拠)

- ・ 議決 公職選挙法第39条の規定による。
- ・ 告示 公職選挙法第41条第1項の規定による。

議案第34号

福岡県知事選挙，福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における開票の場所及び日時について

平成31年4月7日執行の福岡県知事選挙，福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における南区開票区の開票の場所及び日時を次のように定め，告示する。

平成31年3月20日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 小宮 文子

- 1 場所 福岡市南区塩原2丁目8番1号
福岡市立南体育館
- 2 日時 平成31年4月7日 午後9時15分から

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第63条の規定による。
- ・告示 公職選挙法第64条の規定による。

議案第35号

福岡県知事選挙，福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における開票立会人を定めるくじを行う場所及び日時について

平成31年4月7日執行の福岡県知事選挙，福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙につき，南区開票区において開票立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のように定め，告示する。

平成31年3月20日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 小宮 文子

- 1 場所 福岡市南区塩原3丁目25番1号
福岡市南区選挙管理委員会事務局
- 2 日時 平成31年4月4日 午後6時から

(根拠)

- ・議決及び告示 公職選挙法第62条第6項の規定による。

※ くじは，開票立会人となるべき者として届出のあった者が10人を超える場合，又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる開票立会人となるべき者が3人以上の場合に実施しなければならない。

(法第62条第2項及び第4項)

議案第36号

福岡県知事選挙，福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における開票立会人を定めるくじの方法について

平成31年4月7日執行の福岡県知事選挙，福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙につき，南区開票区において開票立会人を定めるくじの方法を次のように定める。

平成31年3月20日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 小宮 文子

- 1 開票立会人となるべき者として届出があった者が10人を超える場合
 - (1) くじはくじ棒により行う。
 - (2) 開票立会人となるべき者の届出順位をその者の固有番号とする。
 - (3) くじは開票立会人となるべき者の固有番号と同じ数値を記載したくじ棒をくじ箱に入れ，くじ箱から10本のくじ棒を取り出し，そのくじ棒に記載された数値に符合する固有番号の者を開票立会人の予定者（以下「予定者」という。）とする。
 - (4) 予定者の中に同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる者が3人以上ないときは，当該予定者をそのまま開票立会人とする。
 - (5) 予定者の中に同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる者が3人以上あるときは，同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる予定者ごとに次の要領でくじを行う。
 - ア 予定者の固有番号と同じ数値を記載したくじ棒をくじ箱に入れる。
 - イ くじ箱から2本のくじ棒を取り出し，そのくじ棒に記載された数値に符合する固有番号の予定者を開票立会人とする。
- 2 開票立会人となるべき者として届出があった者が10人を超えない場合
開票立会人となるべき者として届出があった者の中に同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる者が3人以上あるときは，前記1(5)に準じてくじを行う。

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第62条第2項及び第4項の規定による。